

## めざまみの里グリーンツーリズム推進協議会規約

### (名 称)

第1条 本会は「めざまみの里グリーンツーリズム推進協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 グリーンツーリズムを志す人たちのネットワークを形成し、本町の自然、文化、人々など物心両面にわたる交流を通して都市住民との共生・対流を推進し、地域の活性化を図ることを目的とする。

### (構 成)

第3条 協議会は、本協議会の目的に賛同する団体・個人等をもって構成する。

### (役 員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 監 事 2名

2 役員の任期は2年とし、総会で選出する。ただし、再任は妨げない。

3 会長は協議会の会務を統括する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

### (総 会)

第5条 総会は、毎年1回、会長が招集し、その議長となる。

2 総会の協議事項は次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び予算の決定
- (2) 事業報告及び決算の承認
- (3) その他必要な事項

### (役員会)

第6条 協議会に役員会を置き、事業を遂行する。

2 役員会の長は協議会会長が兼務する。

### (事 務 局)

第7条 協議会及び役員会の事務局は、産業振興課内に置く。

(経 費)

第8条 協議会の経費は、補助金、その他の収入をもって充てる。

(そ の 他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別途定める。

(附 則)

この規約は、平成19年11月14日から施行する。